明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

五十三　法第八百十六条の二第三項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等
五十四　法第八百十六条の十第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等
（交付等の指定）
第二百三十六条　電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。
［一～二十六　略］
二十七　法第八百十六条の二第三項第二号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等
二十八　法第八百十六条の十第三項第二号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等
附　則
（旧商法第二百十一条ノ三第一項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置）
第八条　当該事業年度中に旧商法第二百十一条ノ三第一項の決議により買い受けた当該株式会社の株式（同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。）がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、第百二十二条第一項第三号に掲げる事項に含むものとする。

［号を加える。］

（交付等の指定）
第二百三十六条　電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。
［一～二十六　同上］
［号を加える。］

［号を加える。］

附　則
（旧商法第二百十一条ノ三第一項第二号の規定により取得した自己株式に関する経過措置）
第八条　当該事業年度中に旧商法第二百十一条ノ三第一項の決議により買い受けた当該株式会社の株式（同項第一号に掲げる場合において取得した株式を除く。）がある場合には、同条第四項の規定により報告しなければならない事項を、第百二十二条第一項第二号に掲げる事項に含むものとする。

［第五章～第八章　略］
［第三編～第七編　略］
附則
（定義）
第二条　［略］
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
［一～六十一　略］
六十二　電子提供措置　法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。
六十三　［略］
六十四　［略］
六十五　［略］
六十六　［略］
六十七　［略］
六十八　［略］
六十九　［略］
七十　［略］
七十一　［略］
七十二　［略］
七十三　［略］
七十四　［略］
七十五　［略］
七十六　［略］
七十七　［略］
七十八　［略］
七十九　［略］
八十　［略］
八十一　［略］
八十二　［略］
八十三　［略］
八十四　［略］
八十五　［略］
八十六　［略］
八十七　［略］
八十八　［略］
八十九　［略］

［第五章～第八章　同上］
［第三編～第七編　同上］
附則
（定義）
第二条　［同上］
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
［一～六十一　同上］
［号を加える。］
六十二　［同上］
六十三　［同上］
六十四　［同上］
六十五　［同上］
六十六　［同上］
六十七　［同上］
六十八　［同上］
六十九　［同上］
七十　［同上］
七十一　［同上］
七十二　［同上］
七十三　［同上］
七十四　［同上］
七十五　［同上］
七十六　［同上］
七十七　［同上］
七十八　［同上］
七十九　［同上］
八十　［同上］
八十一　［同上］
八十二　［同上］
八十三　［同上］
八十四　［同上］
八十五　［同上］
八十六　［同上］
八十七　［同上］
八十八　［同上］

第二表

改正後	改正前
目次 第一編　［略］ 第二編　株式会社 ［第一章～第三章　略］ 第四章　機関 第一節　株主総会及び種類株主総会等 ［第一款・第二款　略］ 第三款　種類株主総会（第九十五条） 第四款　電子提供措置（第九十五条の二―第九十五条の四） ［第二節～第十一節　略］	目次 第一編　［同上］ 第二編　株式会社 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　機関 第一節　株主総会及び種類株主総会 ［第一款・第二款　同上］ 第三款　種類株主総会（第九十五条） ［第二節～第十一節　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。